

令和5・6（2023・2024）年度

物品購入等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の受付について

令和5・6（2023・2024）年度に島田市が発注する物品購入等業務に係る一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請を随時受け付けます。

◎入札参加資格審査申請をすることができる者の要件

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと
- 2 引き続き1年以上その営業を行っていること
- 3 営業に関し、法令上必要とされている許可、認可等を受けていること
- 4 島田市税（法人市民税又は市民税及び固定資産税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- 5 法人税を完納していること（市外法人に限る）

【営業に関し必要な許認可等の一例】掲載以外の許可についても提出を求める場合があります。

- ・建築物環境衛生総合管理業知事登録証明書 ・建築物清掃業知事登録証明書
 - ・建築物飲料水貯水槽清掃業知事登録証明書 ・建築物ねずみ昆虫等防除業知事登録証明書
 - ・警備業務認定書（警備業法に基づく公安委員会認定書） ・屋外広告業届出済証
 - ・医療機器製造販売業許可（届出済証） ・医薬品販売業許可証 等
- その他資格がないと営業できない業種の証明書

※郵送により提出をお願いします。

※申請書類（島田市指定様式）は、島田市のホームページからダウンロードできます。

【アドレス：<http://www.city.shimada.shizuoka.jp/>】

（行政情報→産業・ビジネス→入札・契約→競争入札参加資格）

※令和5・6年度の申請から、市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）については、法人市民税又は市民税及び固定資産税の納税証明書の代わりに「市税納付状況照会に関する同意書」を提出していただくよう変更しておりますので御注意ください。

○申請に必要な書類 ※様式①②③⑥⑦⑨⑩は、市のホームページからダウンロードできます。

①申請書類チェックシート

②一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 【様式1】 ※島田市の様式を使用すること
他様式使用不可

※使用印鑑届の印は、法人の場合は会社名（又は事業所名）と肩書名（又は氏名）の両方が含まれている必要があります。

営業所長等代理人が市と取引する場合は、代理人の使用印鑑を押印してください。

③希望業種調書 【様式2】

※小規模工事を希望する場合で、経営事項審査を受けている場合は、工事の申請も出すようにしてください。

④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【法務局発行】

（発行日から3ヶ月以内・コピー可 *コピーの場合、なるべく両面印刷）

※個人の場合は本籍地の市区町村長が証明する身分証明書（代表者分）

これは「身分証明書」という名称の証明書となります。*運転免許証、マイナンバーカードは不可

⑤納税証明書（最新のもので、発行日から3ヶ月以内。コピー可） *領収書不可

*未納の場合、申請書は受理できません。

※令和5・6年度の申請から、市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）については、法人市民税又は市民税及び固定資産税の納税証明書の代わりに「⑥市税納付状況照会に関する同意書」を提出してください。

●市内法人：消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3）【税務署発行】

●市外法人：（本社分）法人税、消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3）【税務署発行】

●市内・市外個人：（代表者分）住民税（代表者の住所が市外の場合）【市区町村役場納税課等発行】、
消費税及び地方消費税（納税証明書その3の2）【税務署発行】

（免税業者の方についても未納がない旨の納税証明書その3【税務署発行】を提出してください。）

（市外法人及び市内・市外個人（代表者の住所が市外の場合）について、島田市において固定資産税が課税されている場合は、固定資産税の納税証明書【島田市役所納税課発行】を提出してください。）

⑥市税納付状況照会に関する同意書

※市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）のみ提出してください。

⑦委任状（契約に関する権限を本店から支店（営業所）等に委任する場合に提出）

⑧管理業務・委託業務等、必要な許認可証の写

※許認可が必要となる業種を申請する場合は、必ず添付してください。

⑨管理業務・委託業務については、希望業種の直近2年度分（令和2・3年度分）の業務実績調書（様式は、ホームページに掲載）※官公庁との契約実績がない場合は不要

※様式の内容を満たしていれば、他様式可

⑩誓約書（原本）（代表者分・委任者不可）

※返信用封筒：長3サイズで住所・氏名を記入し、84円切手を貼付（登録票送付用）

宛名にはあらかじめ「様」又は「御中」を記入してください。

○証明書等の取得場所

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ⇒ 法務局

身分証明書 ⇒ 代表者の本籍地の市区町村役場

（島田市に本籍地がある場合、市役所市民課もしくは、金谷・川根支所でも発行できます。）

納税証明書（固定資産税） ⇒ 島田市役所納税課

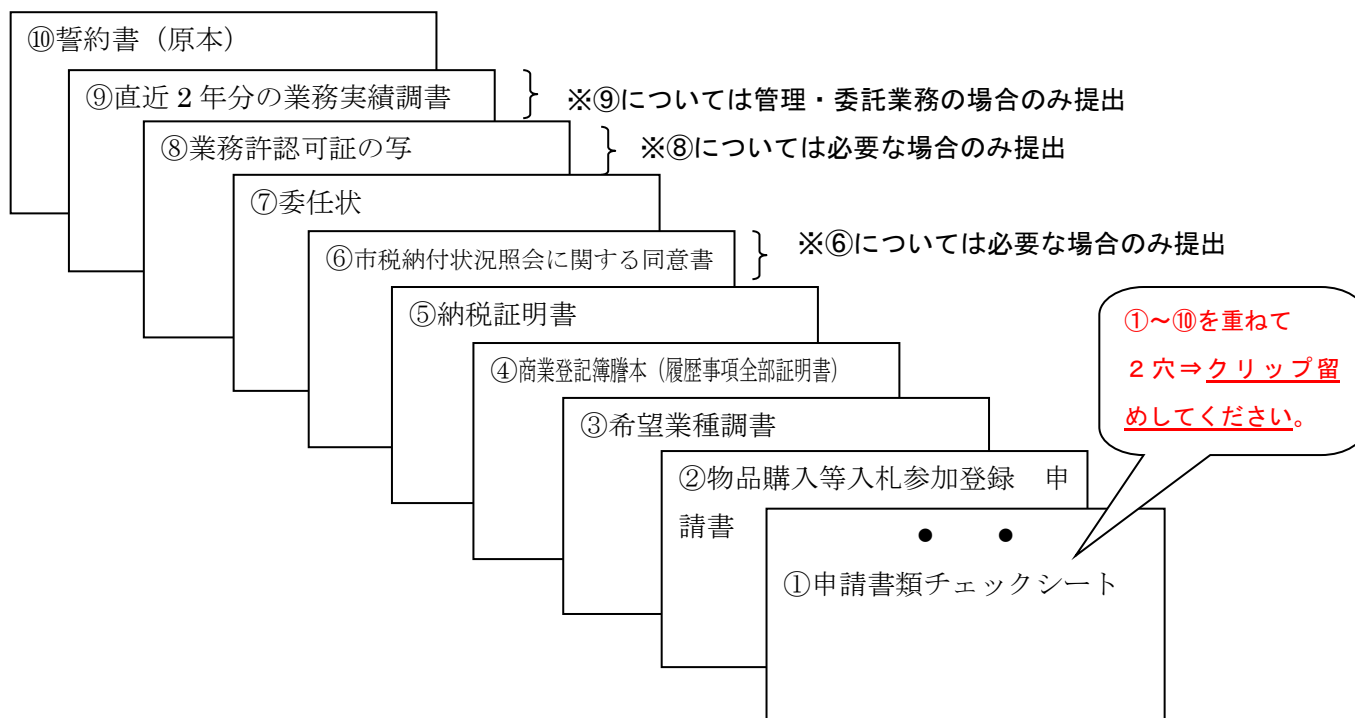
納税証明書（住民税） ⇒ 代表者の住所地の市区町村役場

納税証明書（法人税・消費税関係[その3の2(3)]） ⇒ 税務署

○書類の提出方法

提出書類は、A4サイズで次の番号順とし、**必ず**、申請書類チェックシートによりチェックをしたものを一番前に綴り（クリップ留め）、提出して下さい。（ファイル綴じは不可）

* 少ない場合は、ホチキス留め可



○資格の有効期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

○注意事項

※令和5・6年度の申請から、市内法人（委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む）及び市内・市外個人（代表者の住所が市内の場合）については、法人市民税又は市民税及び固定資産税の納税証明書の代わりに「市税納付状況照会に関する同意書」を提出していただくよう変更しておりますので御注意ください。

※申請書の宛先は、「島田市長」です。

※1者で複数委任登録はできません。

※経営事項審査を受けている場合には、「工事」の申請を出すようにしてください。

※入札参加資格決定後、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

※入札参加資格が認定された場合、資格者名簿（商号又は 名称、住所等）を公開します。あらかじめ御了承ください。

○送付先

〒427-8501

静岡県島田市中心1番の1

島田市役所

行政経営部 契約検査課

E-mail : keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

電話 : 0547-36-7220

FAX : 0547-37-8200